東北沢商和会×専門家派遣

既存店の魅力発信へ〝最初の一歩〟の契機に

専門家の応援でステップアップ

都道補助26号線の拡幅計画の完了が2年先に迫るなか、今後の商店街としての方向性を探ろうと、昨年9月から5回にわたって都振連「商店街ステップアップ応援事業」の支援を受けてきた世田谷区の東北沢商和会（加藤勝会長）。最終回となった1月23日には、来年度へ向けた新事業「店主のこだわり講座」について、専門家とともにその実現へ向けた取り組みをスタートさせる機会となった。

これに先駆けて今回は商圏人口の動向や競合する商業施設などについての現状分析や、来街者アンケートなども実施。とくにアンケートでは商店街への期待感もうかがえたことから、「まずは既存店が近隣の住民にとって魅力のある店舗になること」を最優先事項として設定。店主の魅力を直接伝えようと「店主のこだわり講座」を企画した。

専門家は「店主のこだわり講座」について、「まずは会員店舗に成功体験を持ってもらうことが重要」と解説。店主と地域住民をつなぐ効果に加えて、商店街活動に無関心な会員が商店街活動に関心を持つきっかけにもなると指摘した。また短期的な対策としての「店主のこだわり講座」に加えて、今後の中長期的な対策として「店舗数を増やしていく」策についてもアドバイス。新店舗の誘致や空き店舗のオーナーの把握などの課題を挙げた。

同商店街では26号線の拡幅に伴って片側の店舗が相次いで廃業するなど、商業集積としての将来像が見通せないなかで店舗の連続性が失われつつある。こうしたなかで今回は将来へ向けての商店街としての方向性を探ろうと、「商店街ステップアップ応援事業」に取り組んでいる。

同商店街では来街者向けのアンケートはもちろん、専門家の支援を受けることも初めて。それだけに、「最初の一歩」の踏み出し方がわかった」（加藤会長）との手応えで、さっそく実施時期や場所などについて具体的な検討を進めている。

新企画「店主のこだわり講座」実現へ向けて活発な議論を展開

ツーリズム

セミナーや専門家派遣

東京都

東京都では、飲食店、宿泊施設、小売店などの事業者を対象に、外国人旅行者の文化・習慣に関する知識や対応方法を学べる「外国人旅行者対応力UPセミナー」と、インバウンドに関する専門家が直接店舗・施設に伺って、個別の課題に合わせ具体的なアドバイスを行う「外国人旅行者受入に係るアドバイザー派遣」を実施しています。

【外国人旅行者対応力UPセミナー】（事業者ごとに3回開催、1．飲食事業者向け、2．宿泊事業者向け（終了）3．小売事業者向け（商業施設・商店街等含む）

第一部：外国人旅行者の快適な買い物体験のためのおもてなしのコツ

第二部：FIT（個人旅行者）に強くなる！インバウンドマーケット情報と外国人旅行者のニーズ

◇日時　2月19日（月）午後2時～4時

◇募集人員　各回　60人

◇参加費　無料

◇場所　グラントウキョウサウスタワー（JR東京駅八重洲南口　徒歩2分）

◇申込方法　WEB（http://inbound-tokyo.com）、もしくはFAX03・5276・2843まで

【外国人旅行者受入に係るアドバイザー派遣】（事業者ニーズに対応した個別の助言等を実施）

◇事業の概要　インバウンドに関する専門家が直接店舗・施設に伺い、個別の課題に合わせ具体的なアドバイスを行う。

◇費用　無料

◇対象事業者数　30社（先着順／1事業者につき最大2回まで）

◇申込期間　～2月28日（水）

◇派遣期間　～3月16日（金）

◇申込方法　WEB（http://inbound-tokyo.com）、もしくはFAX03・5276・2843まで

軽減税率対策補助

来年9月まで受付へ

中小企業庁

中小企業庁の「軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）」の申請受付期間が延長された。これは消費税の軽減税率制度が平成31年10月1日から実施されるにあたり、中小・小規模事業者の円滑な対応を支援するもの。今年1月31日までであった申請受付期限を、「平成31年9月30日に事業完了するもの」へと変更している。

この補助金は、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応レジ導入や受発注システム改修などの経費の一部を補助するもの。対象は常時販売される飲食料品（酒類・外食サービスを除く）および週2回以上発行の新聞（定期購読のもの）。補助額はレジ1台20万円が上限。複数台数申請等では1事業者あたり200万円が上限。

▼問合せ先（委託先）：軽減税率対策補助金事務局＝受付時間：9時～17時（土・祝日除く）☎0570・081・222／03・6627・1317（IP電話専用）

リースを飾ってはーとふる店に

練馬区商連女性部第1回交流会開催

練馬区商店街連合会（篠利雄会長）では「はーとふるショップ運動」の一環として、昨年11月21日に女性部（長谷川菊子部長）の第1回交流会を開催した。今回は女性部員ら18名が参加して、店頭に飾るクリスマス・リース作りをテーマとして実施している。

今回は、みんなで手作りしたクリスマス・リースを各々のお店に飾ることで、より連帯感がうまれるのではとの女性部のアイデアをもとに検討を重ねて、提案・企画されたものだ。作品制作後はそれぞれに仕上がった作品を見せ合いながら、お茶を飲みながらの楽しい交流のひとときともなった。

この「はーとふるショップ運動」は、平成26年度から続く繁盛店づくり事業の一環で、第1弾の「まちゼミ」に続く第2弾企画として、女性部を推進組織として今年度にスタートさせたもの。店舗経営の原点に立ち返って、とくに女性目線を活かしながら、クリーンで魅力的な店づくりと笑顔の接客を推進しようとの運動だ。

「まちゼミ」が対外的な個店のPR支援策であるのに対して、対内的な店舗改善推進策という位置づけで、今後も女性部を推進組織に年2回の交流会も重ねながら、運動を区内商店街全域へと広げていく。

商店街振興組合設立の手引き＜5＞

商店街振興組合設立までの流れ

ステップ1　商店街振興組合を知ろう！

① 商店街振興組合とは？
② なぜ商店街振興組合をつくるのか？
③ 商店街振興組合のメリットは？

ステップ2　商店街振興組合の設立要件をチェック！

① 商店街振興組合設立に必要となる3要件とは？

ステップ3　発起人を選出

①発起人となる資格及び人数は？
②発起人の仕事は？

ステップ4　創立総会の公告及び開催

①いつまで、誰に公告したらいいのか？
②創立総会で審議される議案とは？

ステップ5　設立認可申請

①いつまで、どこに認可申請すればいいのか？
②認可申請に必要な書類とは？

ステップ6　設立認可

①設立認可後に何をすればいいのか？

ステップ7　設立登記

①いつまでに登記申請すればいいのか？
②登記すべき事項とは？
③登記申請に必要な書類とは？

ステップ8　事業開始

①事業開始後にすべきこととは？

※本号の解説内容は点線囲み部分

※内容につき不明な点やご質問等がございましたら、東京都商店街振興組合連合会または所轄の区市担当部署までお問い合わせください。

ステップ7　設立登記

①いつまでに登記申請すればいいのか（商振法第３９条・組合等登記令第２条）

出資の払込みが完了したら、その日から２週間以内に組合事務所の所在地を所管する法務局（支局・出張所）において設立の登記申請を行う。登記が完了すると、組合が成立し、登記申請日が商店街振興組合の成立月日となる。

設立登記申請は、組合の代表理事又はその代理人が自ら法務局に出頭して行わなければならない。

また、登記申請と同時に、代表理事は、その使用する印鑑（組合代表印）も法務局へ届け出て登録しなければならない。この場合、提出する「印鑑届出書」に代表理事の個人の実印（区市町村に登録してある印鑑）の印鑑証明を添付する。

②登記すべき事項とは（組合等登記令第２条）

振興組合設立の登記は、下記の項目を登記しなければなりません。

①目的及び業務（事業）　②名称　③事務所の所在地
④代表者の氏名、住所及び居所　⑤地区　⑥出資１口の金額及びその払込み方法
⑦出資総口数及び払い込んだ出資の総額

③設立登記申請に必要な書類とは

組合設立登記申請に必要な書類は、表紙となる「設立登記申請書」と次の（1）～（8）の添付書類となります。

（1）定　款 ･･･ 定款の最終条文の後に、次のような証明（認証）する。

以上は、本組合の定款である。
○○○○商店街振興組合
代表理事　○○○○　㊞　（注）組合代表者印

（2）創立総会議事録 ･･･ 原本でなく謄本（写し又はコピー）の場合は、代表理事が「原本の写しに相違ない」旨証明（認証）する。

（3）理事会議事録 ･･･ 原本でなく謄本（写し又はコピー）の場合は、代表理事が「原本の写しに相違ない」旨証明（認証）する。

※（2）（3）が原本（押印してあるもの）で１枚の用紙で作成されていない場合は、各ページに割印を押した方がよい。

（4）代表理事の就任承諾書 ･･･ 就任承諾書には、代表理事の個人印鑑証明の貼付が必要なので、承諾書（Ａ４版）の下半分に個人の印鑑証明を貼付する。

（5）出資の総口数を証する書面 ･･･ 各組合員の「設立同意書及び出資引受書」

（6）出資金の払込があったことを証する書面 ･･･ 監事が作成する証明書又は金融機関の発行する払込出資金保管証明書

（7）　設立の認可書 ･･･ 行政庁からの「設立認可書」の原本を添付せず、代表理事が原本と相違ないことを、次のように認証した謄本を添付する。

この設立認可書は、原本の写しに相違ありません。
○○○○商店街振興組合
代表理事　○○○○　㊞　（注）組合代表者印

（8）委任状 ･･･ 代表理事でなく代理人に登記申請を委任する場合に必要

★申請書類作成上の留意点

（1）　申請書類は横書きとし、添付書類も横書きとする。
（2）　組合名・住所・氏名等は印鑑証明書や認可書の記載と同じ文字を使用する。旧漢字や漢数字で印鑑証明書など記載されている場合は、そのままその文字を使用する。
（3）　申請書に記載した文字は改変することができないが、加入・削除の訂正はできる。この場合は、訂正前の文字が読めるように横線を引いて訂正を加え、そのページの上部余白に「○字削除」「○字加入」などと記載して、組合代表者印（代理申請の時は代理人の印）を押す。

★補正確認と登記完了

申請書類を作成したら、所轄法務局の商業登記窓口に提出するまえに、必ず登記申請書に申請人連絡先電話番号を記載しておくこと。登記完了予定日までに法務局から補正の連絡がない場合、申請された登記は完了予定日に完了しています。

登記完了すれば、登記簿謄本、印鑑証明書の発行を受けられるようになる。

ステップ8　事業開始

①事業開始後にすべきことは

組合の成立によって法人としての納税義務が生じるので、事業開始後２ヵ月以内に所轄の税務署へ「法人設立届出書」を提出しなければならない。同様に都税事務所にも届け出る。届出の際に、「登記簿謄本」「定款」「組合員名簿」がそれぞれ必要になる。

また、青色申告法人制度の適用を受けたいときは、登記完了の日から３ヵ月をした日か最初の事業年度終了の日かのいずれか早い日までに「青色申告書の提出承認申請書」を提出する必要がある。

いずれの届出も用紙は各税務署に備えてある。

※　詳しくは、東京都商店街振興組合連合会または所轄の区市担当部署までお問い合わせください。

平成29年度新規事業

商店街ステップアップ応援事業

商店街活性化の専門家をあなたの街に派遣します！

東京都商店街振興組合連合会では、新たな取組にチャレンジしようとする都内商店街に対し、専門家を派遣する「商店街ステップアップ応援事業」を平成29年度より開始します。

商店街等が求める分野の専門知識やノウハウを提供し、商店街の魅力向上や更なる発展をサポートします。

専門家によるアドバイスを希望する商店街を募集いたしますので、ぜひご活用ください。

募集要項

■募集期間
平成 29 年 6 月 2 日（金）～随時受付

■料金
無料（専門家派遣に係る費用）

■対象者
都内商店街
※都内商店街とは、以下いずれかの条件を満たしている団体を指します。
なお、個店による申請は不可となっています。
①商店街
②商店街の連合会
③商工会（ただし、商店街を新たに組織化するための取組を行う主体となる場合に限る。）
④東京都による区市町村補助事業である「地域連携型商店街事業」で認める実行委員会及び地域協議会

■支援内容
①都の商店街補助事業に向けたアドバイス
【例】
◎ **街バルや街ゼミ**など、特徴あるイベントを企画することで、集客力向上につなげたい。
◎ **外国人観光客に対応**できるような態勢を整え、新たな顧客獲得につなげたい。
◎ **町会、自治会、NPO 等と連携**し、地域に親しまれる商店街として地域に貢献したい。
○ 現在商店街で実施している**イベントをもっと盛り上げ**て集客につなげたい。
○ 商店街で**新しくイベントを実施**して近隣住民の来街のきっかけにしたいが、何をすればいいかわからないのでノウハウを教えてほしい。
○ 商店街の**マップやホームページなどを作成**することで、商店街の魅力を広くアピールしたい。
○ 近隣にある寺院など、**街の雰囲気に合わせた街路灯、アーケードなどを整備**し、商店街のイメージをより向上させたい。
○ 商店街まで買い物に来ることができない**高齢者等に対して配達サービス**ができるような仕組みを作り、より多くの人に商店街を活用してもらいたい。
○ 子育てママのための**一時預かりサービスの提供**や、障害者の方に対する**バリアフリー対応**を進めることで、商店街に来やすい環境を作りたい。

②一般相談
【例】
○ 後継者不足や空き店舗対策など、**商店街の悩みごとを相談**したい。
○ 商店街活性化のために何かできるか検討を始めたい。

③商店街活性化計画策定等
【例】
○ 商店街として中長期的な活動を行うために、**計画を作りたい**。
○ 来街者のニーズを把握した上で、商店街の方向性を描いた計画を作りたい。
○ **来街者調査**や**購売動向調査**などを行い、商店街の集客につなげたい。
※①②については上限5回、③については上限10回まで派遣を受けられます。

■派遣までの流れ
①「専門家派遣申込書（様式第１）」を都振連まで郵送
②申込書を受領してから1ヵ月程度以内に、当事業のコーディネーターから商店街様へ相談内容のヒアリング
③都振連にて専門家を決定後、コーディネーターと商店街様の間で専門家派遣の日時を決定
④初回の専門家派遣時に、派遣計画を策定
⑤専門家派遣を受けた後、アンケートにご回答をお願いいたします。

■申込方法
下記の東京都商店街振興組合連合会「商店街ステップアップ応援事業 事務局」にお問い合わせいただき、申込書をご郵送ください。

お問い合わせ
お申し込み先
東京都商店街振興組合連合会　「商店街ステップアップ応援事業 事務局」　担当　紅林・夏原・北川
〒104-0061　東京都中央区銀座 2-10-18　中小企業会館 5 階
☎ 03-3547-3787（直通）
受付日時：平日（土日祝日を除く）9:00～17:00